

## 国民健康保険の方が交通事故にあった時は？

交通事故など、第三者の行為による疾病的治療についても、暫定的に国保で治療を受けることができます。その際には、必ず国民健康保険係の窓口に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。後ほど国保から加害者へ医療費の請求をおこないます。

### 第三者行為の該当例

- ・交通事故
- ・暴力行為(けんか)
- ・スキー場での衝突事故
- ・ゴルフボールを当てられた
- ・他人の飼い犬、飼い猫に咬まれた
- ・レストランの食事で食中毒になった



### なぜ届出が必要？

届出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。届出がされた場合も、国保から加害者への請求が遅れると、国保の医療費などを回収できない可能性もあります。

いずれの場合も国保の負担が増し、国保加入者の保険税の増額にも繋がります。第三者行為にあたる場合は、必ず早急に国民健康保険係に届出をおこなってください。

## ハ お口元気歯ッピ一健診をご存じですか？

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度中に**76歳、78歳、80歳**の誕生日を迎える方を対象に、**口腔健診(お口元気歯ッピ一健診)を実施**しています。

お口の健康を保つことは、全身の健康を維持することにつながります。しかし、高齢期は、お口の機能が低下しやすいです。この健診は、むし歯や歯周病だけでなく、お口の機能チェックや肺炎予防などを目的に実施しているので、定期的に歯科治療されている方や、義歯(入れ歯など)を使用中の方も受診いただけます。

対象者には6月上旬に受診券(オレンジ色の封筒)をお送りしています。かかりつけ歯科医院へご予約のうえ、受診してください。

受診券を紛失された方は、再発行できますので、下記の問い合わせ先または役場保健福祉課国民健康保険係までご連絡ください。

健診期間	現在実施中～令和8年1月31日(土)	健診料金	無料
対象者	今年度76歳になる方(昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方) 今年度78歳になる方(昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方) 今年度80歳になる方(昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方)		

### 【お問い合わせ先】

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業班 ☎ 099-206-1329